

3 つくば市科学技術・イノベーション振興指針策定に係る業務委託仕様書

第1章

1 業務委託名

3 つくば市科学技術・イノベーション振興指針策定に係る業務委託

2 業務目的

本市は、筑波研究学園都市に集積する科学技術や人材を最大の地域資源と位置づけ、それをまちづくりにいかすことを目指し、平成 24 年度に「つくば市科学技術振興指針」を、平成 29 年 5 月に第 2 期を策定した。一方、科学技術基本計画の根拠となる法律、「科学技術基本法」が 2020 年 6 月に改正され、2021 年 4 月から「科学技術・イノベーション基本法」へと名称が変わり、人文・社会科学の振興とイノベーションの創出が法の振興対象に加えられたことから、今年度改訂を行う本市の指針においても、「つくば市科学技術・イノベーション振興指針」（以下、「指針」という）という名称に改め、第 2 期で掲げた理念、『「知」「技」「結」のちからで未来の社会をつくるまち』の「知」について、科学技術の振興にのみならず、社会的価値を生み出す人文・社会科学の「知」と自然科学の「知」の融合による「総合知」により、人間や社会の総合的理解と課題解決に貢献する取組を更に推進していく。

また、本市は、G 2 0 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合の開催や海外都市との連携を契機として、国内外から注目を集めており、科学技術イノベーション都市への変革の機運が益々強くなっている。

本業務は、本市をとり巻く環境の変化を踏まえるとともに、市民の理解しやすさを重視した「改訂指針」の策定を行うものである。

3 適用範囲

本仕様書は、つくば市（以下「甲」という。）が実施する「3 つくば市科学技術・イノベーション振興指針策定に係る業務委託」（以下、「本業務」という。）に関し、必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである。

4 適用基準等

本業務の履行に当たっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

5 疑義

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合には、速やかに甲乙協議の上、乙は甲の指示に従い、本業務を遂行しなければならない。

6 履行期間

契約締結日の翌日～令和 4 年（2022 年）3 月 18 日（金）まで

7 業務の一括再委託の禁止

乙は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、甲と協議の上、承認を得た上で本業務の一部を再委託することができる。

8 提出書類

乙は、本業務実施にあたって次の書類を速やかに甲に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 管理技術者及び照査技術者選（改）任通知書
- (2) 技術者経歴書
- (3) 業務着手届（任意様式）
- (4) 下請負人通知書（必要に応じて提出する）
- (5) 業務工程表
- (6) 貸与データ及び資料に関する誓約書
- (7) その他、甲が指示するもの

9 管理技術者及び照査技術者

- (1) 管理技術者は、本業務の全般にわたり、技術管理を行うものとする。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に甲乙で十分な協議を行うとともに、常に連絡を密にし、本業務の支障のないようにするものとする。

10 打合せ

乙は、本業務の主旨を熟知し、本業務実施期間中においては、甲と打合書を綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、甲の承認を得るものとする。

11 秘密の保持

本業務において、乙の職員は、在職中はもとより退職後も業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

12 損害賠償

乙は、本業務中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、乙が一切の処理をするものとする。

13 資料の貸与

乙は、本業務に必要な資料を甲より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、本業務完了後速やかに返却するものとする。

14 関係官公庁等への手続等

本業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、乙の責任において迅速に処理するものとする。

15 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて甲の所有とし、調査結果についても甲の承諾なしに貸与、公表、使用してはならない。

第2章 業務内容

16 業務の内容

(1) 懇話会運営、資料・議事録作成に係る業務

① 指針の策定に向けた懇話会の開催にあたり、資料作成・整理、会場設営支援（オンライン会議含む）、会議録の作成等を行う。なお、懇話会は4回実施するものとする。

② 市民からの意見収集

指針策定にあたり、市民が科学技術を身近に感じるような取組を指針に盛り込むため、パブリックコメント以外に、広く市民からの意見収集を目的としたwebアンケートを実施する。なお、アンケートシステムについては市から提供する。

③ 本市における科学技術に関する基礎データの収集・整理

本市の科学技術に関する第2期までの成果・課題・現状等を現す基礎データを収集し、グラフ等により市民にもわかりやすい整理を行う。

④ 国、県、市における関連計画の整理

科学技術等に関する政策の方向性の整理、国・県等が拠出する科学技術に関する補助金の情報をまとめ、本市が担う役割等を抽出し、指針の見直し点や新たな視点についてとりまとめる。

⑤ 国内外における類似都市の情報収集・分析

国内外における科学技術が集積する都市の基礎データを把握するとともに、科学技術集積、人材育成、国際的な競争力強化などに向けた取組み、行政における位置づけ等の情報を収集し、本市において取入れるべき事項等を抽出する。

⑥ パブリックコメント実施支援

本市が行うパブリックコメントの実施を支援し、結果を指針へ反映させる。

⑦ 改訂指針のとりまとめ

情報の収集・分析・整理及び懇話会における有識者の専門的知見からの助言等をふまえ、改訂指針のとりまとめを行う。なお、改訂指針を一般市民が理解しやすいものとするために、とりまとめ時にはフレーズ・写真・挿絵等を用いる。その際には、商標権や著作権を侵害しないよう十分に留意すること。

(2) 指針の印刷・指針印刷

指針の全文が記載された冊子500部と、概要版500部を印刷し、納品する。

(3) その他

本仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じた場合は、本市と受託者が速やかに協議した上で、委託者の指示を受けるものとする。

第3章 業務遂行体制等

17 打合せ・報告に関する要件

- 乙は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、甲との打合せ・報告等を主体的に行うこと。
- 乙は、本業務委託の実施にあたり、甲と行う打合せ、報告等に関する打合せ書を作成し、甲にその都度提出して内容の承認を得るものとする。

18 その他留意事項

- 委託業務の実施にあたっては、甲乙で十分に協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る甲からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- 参加者との間に発生したトラブルに対しては、乙が責任をもって対処すること。
- 本業務の成果品に対する瑕疵の取り扱いについては、乙の瑕疵担保責任期間を契約満了後から1年とし、不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- 乙は、本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。これは、本業務が終了した後も同様とする。
- 成果品（業務履行において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 乙は、本業務において作成された成果品等の著作権、商標権、使用权等の一切の権利を、甲に譲渡するものとし、必要な権利関係処理を行うこと。

第4章 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- (1) 「つくば市科学技術・イノベーション振興指針」（全文500部、概要版500部）
- (2) 「つくば市科学技術・イノベーション振興指針」電子データ
- (3) 「16 業務の内容」各項目で作成された資料等の電子データ
- (4) その他、甲が必要と認めた資料

以上